

自転車通学の遵守事項

- ① 規定の自転車を使用する。ブレーキ・ベル・錠・ランプ・防犯ラベルを完備し、許可を受ける。規則を守らない場合、許可を取り消すことがある。
 - ② 学校指定のヘルメットを常に着用し、あごひもをしっかりとめる。
 - ③ 雨天時にはカッパ・レインコートを着用し、傘はささない。
 - ④ 並列走行、二人乗りは絶対にしない。
 - ⑤ 信号無視、陰からの急な飛び出しなど、一般の交通ルールに反しないように努める。
- ※ ①～⑤については、罰則規定の対象になります。
- ⑥ 『セーフティカード』の携帯（いつでも提示ができるように、常時携帯する）
 - ⑦ 左側を一路に通行する。
 - ⑧ 指定された通学路を通る。
 - ⑨ 学校周辺の指定された道路では降車して通行する。
 - ⑩ 自転車は定められた場所に置き、施錠を確実にする。